

令和4年7月24日

コンビニ払手数料の改訂について

施設を御利用になられる皆様へ

国立三瓶青少年交流の家

平素は当施設を御利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、施設使用料等の支払方法の一つであるコンビニ払の手数料が下記のとおり改訂となるので御案内します。

ついては、施設を御利用の皆様にはお手数をおかけしますが、内容を御確認いただき、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 手数料変更の日時と料金

令和4年8月31日まで（現行）：100円 → 令和4年9月1日から：140円

2. 留意点

- (1) 8月31日までに発行された請求書については、9月1日以降も手数料100円でお支払いいただけます。
- (2) 8月31日までに発行された請求書であっても、9月1日以降に再発行とした場合は手数料が140円となります。ただし、紛失等により、金額の変更等がないときは、手数料が100円となります。
- (3) その他御不明な点があるときは、以下までお気軽にお問合せください。

以上

<本件お問合せ先>

国立三瓶青少年交流の家 事業推進係

T E L : 0854-86-0319 M a i l : sanbe-suishin@niye.go.jp